

広島県告示第千百五十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり短期入所に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人広島県福祉事業団	東広島市西条町田口二九五番地三	広島県立身体障害者リハビリテーションセンターあけぼの短期入所事業所	東広島市西条町田口二九五番地三	平成一九年三月三十一日
社会福祉法人広島県福祉事業団	東広島市西条町田口二九五番地三	指定短期入所事業所松陽寮	東広島市八本松町米満一九八番地一	平成一九年三月三十一日
社会福祉法人つつじ	東広島市西条町西条五〇番地一	コスモスショー トステイ	東広島市西条町西条五〇番地一	平成一九年九月三〇日